

上下水道料金の

統一に向けた料金改定が始まります

市報むらかみ第69号(平成25年12月1日発行)でお知らせしましたとおり、上下水道料金を4月使用分から段階的に統一していきます。皆様のご理解をお願いします。

各地区の段階的調整期間(5年間)の料金推移

●基本料金(基本水量10m³まで)

※水道料金は、水道メーターの口径が13mmの場合です

(税別)

地区	区分	現行	平成26年4月から 平成27年3月まで	平成27年4月から 平成28年3月まで	平成28年4月から 平成29年3月まで	平成29年4月から 平成30年3月まで	平成30年4月以降
村上地区	水道	1,000円	1,080円	1,160円	1,240円	1,320円	1,400円
	下水道	1,200円	1,260円	1,320円	1,380円	1,440円	1,500円
荒川地区	水道	1,100円	1,160円	1,220円	1,280円	1,340円	1,400円
	下水道	1,800円	1,740円	1,680円	1,620円	1,560円	1,500円
神林地区	水道	1,600円	1,560円	1,520円	1,480円	1,440円	1,400円
	下水道	2,000円	1,900円	1,800円	1,700円	1,600円	1,500円
朝日地区	水道	1,850円	1,760円	1,670円	1,580円	1,490円	1,400円
	下水道	1,400円	1,420円	1,440円	1,460円	1,480円	1,500円
山北地区	水道	3,000円	1,880円	1,760円	1,640円	1,520円	1,400円
	下水道	1,900円	1,820円	1,740円	1,660円	1,580円	1,500円

※基本水量の設定が異なる神林地区下水道、山北地区水道に関しては、10m³を使用した場合の料金で表示しています。詳しくは市報むらかみ(平成25年12月1日発行)に挟み込んだチラシをご覧ください

●1か月20m³(一般家庭の平均使用量)使用した場合の料金

※水道料金は、水道メーターの口径が13mmの場合です

(税別)

地区	区分	料金				
		平成26年4月から 平成27年3月まで	平成27年4月から 平成28年3月まで	平成28年4月から 平成29年3月まで	平成29年4月から 平成30年3月まで	平成30年4月以降
村上地区	水道	2,330円	2,410円	2,490円	2,570円	2,650円
	下水道	2,360円	2,420円	2,480円	2,540円	2,600円
荒川地区	水道	2,210円	2,270円	2,330円	2,390円	2,450円
	下水道	3,540円	3,480円	3,420円	3,360円	3,300円
神林地区	水道	3,160円	3,120円	3,080円	3,040円	3,000円
	下水道	3,900円	3,800円	3,700円	3,600円	3,500円
朝日地区	水道	3,610円	3,520円	3,430円	3,340円	3,250円
	下水道	2,820円	2,840円	2,860円	2,880円	2,900円
山北地区	水道	2,880円	2,760円	2,640円	2,520円	2,400円
	下水道	3,220円	3,140円	3,060円	2,980円	2,900円

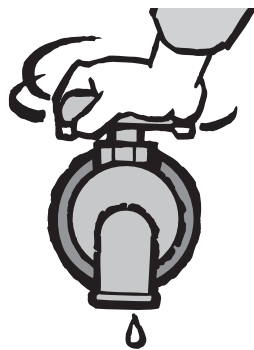
基本料金と従量料金

基本料金は、使用水量にかかわらずいただく料金のことです。従量料金は、使用水量に応じていただく料金のことです。

これらの合計額に消費税が加算されます。

※平成26年4月から5年間で基本料金のみを改定します。従量料金の統一は、平成30年度までに検討する予定です

地区別の詳しい料金改定内容は、市報12月1日号に挟み込んだチラシ、または市ホームページで「料金改定」で検索確認できます。



●問い合わせ

水道局管理業務室

(☎ 66・6190)

下水道課管理業務室

(☎ 66・6192)